

はじめに

工業統計調査は、我が国における製造活動の実態を明らかにするため、統計法（昭和22年法律第18号）に基づく指定統計第10号として、通商産業省所管のもとに毎年12月31日現在をもって実施されているもので、今回が72回目に当たります。

ここに公表する結果報告書は、昭和63年調査の本県分を独自に集計し、若干の分析を加えて、各方面の利用に供するため県が編集したものです。

この報告書が、本県の製造業の実態の解明はもとより、中小企業の振興対策等行政施策や企業経営ならびに各方面の研究資料として、幅広く活用していくだければ幸いと存じます。

なお、本調査実施にあたり格別の御協力をいただきました事業所の方々をはじめ、調査員ならびに市町村の関係各位に対し、厚くお礼申し上げますとともに、今後ともなお一層の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成2年1月

奈良県企画部長 木岡源次

目

次

利用上の注意

I 調査結果の概要	7
II 統計表	
第1表 産業中分類別、事業所数、累年比較	24
第2表 産業中分類別、従業者数、累年比較	26
第3表 産業中分類別、製造品出荷額等、累年比較	28
第4表 産業中分類別、有形固定資産の投資総額、 累年比較（従業者30人以上の事業所）	30
第5表 産業中分類別、付加価値額、累年比較（従業者30人以上の事業所）	32
第6表 産業中分類別、生産額、累年比較（従業者30人以上の事業所）	34
第7表 産業中分類別、従業者規模別、事業所数	36
第8表 産業中分類別、従業者規模別、従業者数	36
第9表 産業中分類別、従業者規模別、製造品出荷額等	38
第10表 産業中分類別、従業者規模別、粗付加価値額	38
第11表 産業中分類別、従業者規模別、原材料使用額等	40
第12表 産業中分類別、従業者規模別、現金給与総額	40
第13表 産業中分類別、事業所数、従業者数、製造品出荷額等など	42
第14表 産業中分類別、従業者規模別、事業所数、従業者数、現金給与総額、 原材料使用額等、製造品出荷額等、内国消費税額	44
第15表 産業中分類、従業者規模別、有形固定資産（従業者30人以上の事業所）	60
第16表 産業中分類別、従業者規模別、現金給与総額、原材料使用額等、 在庫額（従業者30人以上の事業所）	68
第17表 産業中分類別、1事業所並びに従業者1人当たり製造品出荷額等及び 粗付加価値額並びに常用労働者1人当たり現金給与総額	76
第18表 従業者規模別、1事業所並びに従業者1人当たり製造品出荷額等及び	

粗付加価値額並びに常用労働者 1 人当り現金給与額	78
第19表 従業者規模別、付加価値率、原材料率、労働分配率	80
第20表 産業中分類別、有形固定資産の取得額、現在高（従業者10人以上の事業所）	82
第21表 産業中分類別、付加価値率、原材料率、労働分配率	
（従業者30人以上の事業所）	84
第22表 産業中分類別、工業用地、工業用水（従業者30人以上の事業所）	86
第23表 産業中分類別、事業所敷地面積、延べ建築面積（従業者30人以上の事業所）	88
第24表 工業用水量（1日当り）の前年比、構成比（従業者30人以上の事業所）	90
第25表 産業細分類別、事業所数、従業者数、現金給与総額、原材料使用額等、	
製造品出荷額等、内国消費税額	92
第26表 品目別統計表	114
III 市町村別統計表	
第27表 市町村別、事業所数、従業者数、製造品出荷額等	148
第28表 市町村別、累年別、事業所数、従業者数、製造品出荷額等	152
第29表 市町村別、工業用地、工業用水（従業者30人以上の事業所）	156
第30表 市町村別統計表	160

利 用 上 の 注 意

1 調査の目的

工業統計調査は工業の実態を明らかにすることを目的とする。

2 調査の根拠

工業統計調査規則（昭和26年通商産業省令第81号）によって実施される指定統計調査（指定統計第10号）である。

3 調査の期日及び期間

昭和63年1月1日から12月31日までの1年間の実績について、昭和63年12月31日現在で調査したものである。

4 調査の範囲

日本標準産業分類に掲げる大分類F－製造業に属する事業所（国及び公共事業体に属する事業所を除く。）を対象とする。

5 調査の方法及び種類

従業者30人以上の事業所については「工業調査票甲」、従業者29人以下の事業所については「工業調査票乙」によって申告者からの自計申告によるものである。

6 集計項目の説明

(1) 事 業 所

一般に工場、製作所、製造所あるいは加工所などと呼ばれるもので、一区画を占めて製造、加工を行っているものをいう。

(2) 従 業 者 数

常用労働者数と個人事業主及び家族従業者数との合計であり、常用労働者には次のものを含んでいる。

① 1ヶ月を起える期間を定めて雇用している臨時の者。

② 11月、12月の各月において15日以上雇用した臨時及び日雇いの者。

(3) 現金給与総額

昭和63年1年間に支払われた給与（基本給・諸手当）及び特別に支払われた給与（期末賞与額等）の額の合計額である。

(4) 原材料使用額等

昭和63年1年間における原材料使用額、燃料使用額、電力使用額及び委託生産費の合計である。

(5) 製造品出荷額等

昭和63年1年間における製造品出荷額、加工賃収入額、修理料収入額、製造工程から出たくず・廃物を含めた出荷額の合計をいう。

(ア) 製造品出荷額……その事業所に属する原材料によって製造されたもの（原料を他に支給して製造されたものを含む。）で昭和63年中に出荷した額をいう。

(イ) 加工賃収入額……他の企業に属する原材料によって製造し、あるいは他の所有に属する製品または半製品に加工、処理を加えた場合これに対して受け取った、または受け取るべき加工賃収入。

(6) 有形固定資産

その事業所で繰り返し使用する有形の固定資産、すなわち建物、構築物、機械、各種運搬具で1年以上の使用に耐え、しかもその価値が10万円を超える器具類及び土地をいう。

(ア) 年初現在高……昭和63年1月1日現在で事業所が所有する有形固定資産をいう。

(イ) 取得額……昭和63年1年間の増加額である。同一企業の他の事業所から引渡しを受けた場合も含まれる。

(ウ) 除却額……昭和63年1年間に有形固定資産の売却、撤去、滅失および同一企業に属する他の事業所への引渡し額である。

(エ) 減価償却額……減価償却費として有形固定資産勘定から控除した金額、減価償却引当金として計上された額である。

(オ) 建設仮勘定……建設過程にある有形固定資産に対する種々の出費を整理するための会計処理上の方法として設けられたものである。建設仮勘定の増は昭和63年1年間にこの勘定の借方增加に加えられた額である。建設仮勘定の減は昭和63年1年間にこの勘定から他の勘定に振り替えられた額である。

(7) 内国消費額

製造品出荷税額に含まれる物品税、酒税、トランプ類税、砂糖消費税、揮発油税および地方道路税の合計額である。

(8) 製造品、原材料、燃料、半製品及び仕掛品の在庫額

事業所の所有に属するものを、帳簿価額によって記入したものであり、原材料を他に支給して生産する委託生産品も含んでいる。

(9) 工業用地

- (ア) 敷地面積……昭和63年12月31日現在において事業所が使用している敷地（借地を含む。）の全面積である。ただし、社宅、寄宿舎、グランド及びその他の福利厚生施設等が生産設備の敷地と道路等で明確に区別されているものは除く。
- (イ) 建築面積……事業所敷地内にあるすべての建物の面積である。昭和63年12月31日現在建築中のものであっても、帳簿に計上（建設仮勘定として計上）したものは含めてある。
- (ウ) 延べ建築面積……事業所の敷地内にある全建築物の各階の面積の合計である。

⑩ 工業用水

昭和63年1月1日から12月31日までの1年間に事業所で使用した総用水量を年間操業日数で除した1日当たりの用水量である。

⑪ 本書に使用されている算式は次のとおりである。

(ア) 生産額

$$= \text{製造品出荷額等} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) + (\text{半製品及び仕掛品年末在庫額} - \text{半製品及び仕掛品年初在庫額})$$

(イ) 付加価値額

$$= \text{生産額} - \text{内国消費税額} - \text{原材料使用額等} - \text{減価償却額}$$

(ウ) 粗付加価値額

$$= \text{製造品出荷額等} - \text{内国消費税額} - \text{原材料使用額等}$$

(エ) 付加価値率

$$= \frac{\text{付加価値額}}{\text{生産額} - \text{内国消費税額}} \times 100$$

(オ) 粗付加価値率

$$= \frac{\text{粗付加価値額}}{\text{製造品出荷額等}} \times 100$$

(カ) 原材料率

$$= \frac{\text{原材料使用額}}{\text{生産額} - \text{内国消費額}} \times 100$$

(キ) 労働分配率

$$= \frac{\text{現金給与総額}}{\text{付加価値額}} \times 100$$

(ク) 資本装備額

$$= \frac{\text{有形固定資産年末現在高}}{\text{年末従業者数}}$$

(ケ) 有形固定資産年末現在高

$$\text{年末現在高} = \text{年初現在高} + \text{取得額} - \text{除却額} - \text{減価償却額}$$

(コ) 現金給与率

$$= \frac{\text{現金給与総額}}{\text{生産額} - \text{内国消費税額}} \times 100$$

(ツ) 製造品在庫率

$$= \frac{1/2 (\text{年初製造品在庫額} + \text{年末製造品在庫額})}{\text{生産額} - \text{内国消費税額}} \times 100$$

(シ) 有形固定資産の投資総額

$$= \text{有形固定資産の取得額} + (\text{建設仮勘定の増} - \text{建設仮勘定の減})$$

(ス) 在庫投資額

$$= (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) + (\text{半製品及び仕掛品年末在庫額} - \text{半製品及び仕掛品年初在庫額})$$

7 統計表中の記号

この統計表中「-」は該当数字なし、「0」は四捨五入のため単位未満、「X」は1又は2の事業所に関する数値であるため、秘密保持上秘匿したもので、秘密保持上秘匿された数値は合計額に含めるか若しくは最寄りの欄の()印つきの数値に合算してある。

8 各表中の構成比、対前年比等については、小数点以下第2位を四捨五入している。

9 産業中分類の名称

産業分類の名称は、次表のように省略して用いてある。

10 この報告書は、昭和63年12月31日現在で実施した工業統計調査の結果を県が集計した概数であり、後日通商産業省が公表する確定した数値と若干相違する場合がある。

分類番号	略 称	産 業 中 分 類 項 目 名	識 別
12	食 料 品	食料品製造業	○ ▲
13	飲 料 ・ 飼 料	飲料・飼料・たばこ製造業	○ ▲
14	纖 維	纖維工業(衣服、その他の纖維製品を除く)	○ ▲
15	衣 服	衣服・その他の纖維製品製造業	○ ▲
16	木 材	木材・木製品製造業(家具を除く)	○ ▲
17	家 具 ・ 装 備 品	家具・装備品製造業	○ ▲
18	パ ル プ ・ 紙	パルプ・紙・紙加工品製造業	○ ▲
19	出 版 ・ 印 刷	出版・印刷・同関連産業	○ ▲
20	化 学	化学工業	× ▲
21	石 油 ・ 石 炭	石油製品・石炭製品製造業	× ▲
22	塑 施 チ ッ ク	プラスチック製品製造業	○ ▲
23	ゴ ム 製 品	ゴム製品製造業	○ ▲
24	な め し 革	なめし革・同製品・毛皮製造業	○ ▲
25	窯 業 ・ 土 石	窯業・土石製品製造業	○ ▲
26	鐵 鋼	鉄銅業	× ▲
27	非 鉄 金 属	非鉄金属製造業	× ▲
28	金 属 製 品	金属製品製造業	× ▲
29	一 般 機 械	一般機械器具製造業	× △
30	電 気 機 械	電気機械器具製造業	× △
31	輸 送 機 械	輸送用機械器具製造業	× △
32	精 密 機 械	精密機械器具製造業	× △
34	そ の 他	その他の製造業	○ ▲

* 識別の○印は軽工業部門の業種を示し、×印は重化学工業部門に含まれ、△印は加工型産業の業種を示し、▲印は素材型産業に含まれる。